

令和2年度

第37回和歌山市農業委員会議事録

日 時 令和2年7月10日（金曜日） 13時00分 開会
場 所 和歌山市役所14階会議室

報告事項	農用地区域除外申請（前回保留分）の取り下げについて
報告事項	農地法第3条の3第1項の規定による届出について
報告事項	農地賃貸借契約等登録台帳の賃借人名義変更について
報告事項	農地法第18条第6項の規定による通知について
報告事項	農地法施行規則第29条第1号の規定による届出について
報告事項	農地法第4条第1項の規定による農地転用届出について
報告事項	農地法第5条第1項の規定による農地転用届出について
報告事項	農地法第4条受理通知書の返納について
議案第1号	相続税の納税猶予に関する適格者証明願について
議案第2号	農地賃貸借契約等登録台帳からの抹消について
議案第3号	農地法第3条の規定による許可申請について
議案第4号	農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について
議案第5号	農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について
議案第6号	農用地利用集積計画について
議案第7号	農地法第3条許可申請における別段面積の設定について

出席委員（18名）

1 番	宇治田清治	1 1 番	和田 好夫
2 番	山本 宏一	1 2 番	藤井 高
3 番	土橋 ひさ	1 3 番	廣井 伸多
4 番	有本 太一	1 4 番	辻本 傑
5 番	曾根 光彦	1 5 番	吉川 松男
6 番	坂東 紀好	1 6 番	大河内 壽一
7 番	吉中 雅三	1 7 番	山本 茂樹
8 番	湯川 徳弘	1 8 番	谷河 績
1 0 番	岩橋 章	1 9 番	中村 弘

出席職員

農業委員会事務局

局	長	東山	雅彦
課	長	奥谷	知彦
副 課	長	山本	哲也
班	長	中川	拓哉
事務主査		松尾	文子
事務主査		中谷	雅昭
事務主任		殿元	輝之

13時00分 開会

◆東山局長 定刻がまいりましたので、第37回農業委員会総会を開催いたします。なお、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、今回も3密をさけるため、広い会場での開催となっております。また、総会時間の短縮も図りたいと思いますので、ご理解、ご協力をよろしくお願ひします。

それでは、谷河会長よろしくお願ひします。
◆会長（谷河 績） 現体制での農業委員会総会の開催は、今回で最後となります。総会終了後、退任される委員さんへ記念品を贈呈させていただきますので、ご協力よろしくお願ひします。

ただいまより、第37回農業委員会総会を開会いたします。

出席委員は全員でございますので、総会は成立しています。

去る6月29日、土橋委員、湯川委員、6月30日、吉中委員、岩橋委員、吉川委員によりまして現地調査並びに事情聴取が行われています。後ほど報告方よろしくお願ひします。

また、農業委員会会議規則第17条第2項に規定する議事録署名委員は、土橋委員、曾根委員にお願ひします。

それでは報告事項より始めさせていただきます。

報告事項 農用地区域除外申請の取り下げについて、説明いたします。

◆殿元主任 番外、説明いたします。

本件は、令和2年6月10日開催の農業委員会総会にて審議され、原状が違反転用であることから保留となっていた案件につ

いて、後日、申請人より農地へ原状回復する意向があり、農林水産課へ7月2日付で取下願が提出されたため、取下の報告を行うものです。

なお、本案件については現地調査・事情聴取を行っておりますので、担当の委員さんから報告があります。以上です。

◆10番（岩橋 章） 去る6月30日に吉川委員、吉中委員と共に現地調査並びに事情聴取を行いましたので報告いたします。

事情聴取には、所有者の・・・さんと行政書士の・・・さんが見えられました。経緯についてお聞きしました。

本件申請地は、以前より露天貸駐車場として、近隣の会社に貸しています。その時期は定かでないが当時所有者である私の・・・が、転用許可を得ていなかったことが分かりました。今回、農業委員会に・・・の相談をしたところ、このことに初めて気づいたので転用の手続きを行ったとの事です。

これからの方針としては、現状の違法状態を是正するために、果樹等を植えて樹園地にするように頑張りたい。

それで今回の申請を、取り下げますとの事です。以上です。

◆会長（谷河 績） この報告事項について、ご了承いただけますか。

「ハイと言うものあり」

それでは、ご了承いただけたといたします。

報告事項 農地法第3条の3第1項の規定による届出について、説明いたします。

◆中川班長 番外、説明いたします。

本件は、農地法第3条の3第1項の規定による届出があったもので、8件ありました。全て相続による所有権の取得です。また、本届出に対して受理書を交付しておりますが、本受理書は権利の移動等の効力を発生させるものではありません。

なお、市外に在住の方が相続された件について、No. 3は既に山林化しており、No. 8は市内の親族が耕作するとのことです。以上です。

◆会長（谷河 績） この報告事項について、ご了承いただけますか。

「ハイと言うものあり」

それでは、ご了承いただけたといたします。

報告事項 農地賃貸借契約等登録台帳の賃借人名義変更について、説明いたします。

◆殿元主任 番外、説明いたします。

農地賃貸借契約等登録台帳の賃借人の名義変更が1件ありました。以上です。

◆会長（谷河 績） この報告事項について、ご了承いただけますか。

「ハイと言うものあり」

それでは、ご了承いただけたといたします。

報告事項 農地法第18条第6項の規定による通知について、説明いたします。

◆殿元主任 番外、説明いたします。

本件は、農地法第18条第6項の賃貸借の合意解約通知で2件ありました。以上です。

◆会長（谷河 績） この報告事項について、ご了承いただけますか。

「ハイと言うものあり」

それでは、ご了承いただけたといたします。

報告事項 農地法施行規則第29条第1号の規定による届出について、説明いたします。

◆殿元主任 番外、説明いたします。

本件は、農地法施行規則第29条第1号に規定する農業用施設の届出が3件ありました。

No. 1申請地は和佐地区・・・、和佐小学校の東約・・・に位置します。申請人は、経営面積・・・㎡を有しています。農作業、運搬作業等の効率化を図るために当該農地に農業用道路を設置します。

No. 2申請地は西和佐地区・・・、西和佐小学校の南東約・・・に位置します。申請人は、経営面積・・・㎡を有しています。農作業、運搬作業等の効率化を図るために当該農地に農業用道路を設置します。

No. 3申請地は山口地区・・・、山口支所の南西約・・・に位置します。申請人は、経営面積・・・㎡を有しています。農業用水路を設置するものです。以上です。

◆会長（谷河 績） この報告事項について、ご了承いただけますか。

「ハイと言うものあり」

それでは、ご了承いただけたといたします。

報告事項 農地法第4条第1項の規定による農地転用届出について、説明いたします。

◆殿元主任 番外、説明いたします。

本件は、農地法第4条による市街化区域内の農地転用の届出で5件ありました。令和2年6月9日付、29日付で受理通知書を交付しています。以上です。

◆会長（谷河 績） この報告事項について、ご了承いただけますか。

「ハイと言うものあり」

それでは、ご了承いただけたといたします。

報告事項 農地法第5条第1項の規定による農地転用届出について、説明いたします。

◆殿元主任 番外、説明いたします。

本件は、農地法第5条による市街化区域内の農地転用の届出で10件ありました。令和2年6月9日付、19日付、29日付で受理通知書を交付しています。

なお、No. 6は賃貸借権の設定で、No. 1、No. 2、No. 8は開発許可済です。No. 3は、農地法第4条届出の返納と関連しています。以上です。

◆会長（谷河 績） この報告事項について、ご了承いただけますか。

「ハイと言うものあり」

それでは、ご了承いただけたといたします。

報告事項 農地法第4条受理通知書の返納について、説明いたします。

◆殿元主任 番外、説明いたします。

本件は、農地法第4条による市街化区域内の農地転用の届出に係る受理通知書の返納が1件ありました。

令和2年5月12日付で、個人住宅に転用するとの内容で受理通知書を交付しましたが、転用行為の内容が変更となったため、返納するものです。

なお、農地法第5条届出No. 3と関連しています。以上です。

◆会長（谷河 績） この報告事項について、ご了承いただけますか。

「ハイと言うものあり」

それでは、ご了承いただけたといたします。

議案第1号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について、提案いたします。

◆中川班長 番外、説明いたします。

本件は、租税特別措置法第70条の6第1項の規定による相続税納税猶予に関する適格者証明書の申請があったものです。相続人から、耕作を継続する旨の誓約書が添付されております。以上です。

◆会長（谷河 績） 議案第1号について説明が終わりましたが、この議案について、何かご意見、ご質問ございませんか。

◆14番（辻本 傑） No. 1・・・の地目が宅地になっていますが、相続税納税猶予に関する適格者証明書を出すのですか。

◆中川班長 番外、説明いたします。

現況主義ということで、・・・一体となった果樹園の一部になっており、税務署に確認したところ、現況が農地であるところに地目が宅地であったとしても、相続税納税猶予につきましては、受けることができるということを確認しています。

◆会長（谷河 績） 他に何かございませんか。

「異議なし、との声。」

ご意見、ご質問がないようでございますので、議案第1号は可決と決定しました。

議案第2号 農地賃貸借契約等登録台帳からの抹消について、提案いたします。

◆殿元主任 番外、説明いたします。

農地賃貸借契約等登録台帳の適正管理に伴う事務手続きの特例措置に関する要綱に

基づく申請が1件ありました。抹消願いの申請理由について、説明いたします。

№. 1 当該地番に登録されている賃借人ついて、近隣住民等に聞き取り調査を行いました。その存在を知るものはおらず、実際には所有者の親族が耕作していません。現時点で現在の相続人で合意解約手続きができないため抹消します。以上です。

◆会長（谷河 績） 議案第2号について、説明が終わりましたが、この議案について、何かご意見、ご質問ございませんか。

「異議なし、との声。」

ご意見、ご質問がないようでございますので、議案第2号は可決と決定しました。

議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について、提案いたします。

◆殿元主任 番外、説明いたします。

本件は、農地法第3条の規定に基づく許可申請で7件ありました。調査の結果、耕作等に支障がないこと、当該農地の権利を取得しようとする者は、下限面積要件を満たし、その取得後において、全ての農地で効率的に耕作を行い、農作業に常時従事すると認められるなど、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしています。以上です。

◆会長（谷河 績） 議案第3号について説明が終わりましたが、この議案について、何かご意見、ご質問ございませんか。

◆14番（辻本 傑） №. 4の・・・の件ですが、譲受人が・・・在住であるが、耕作できるのですか。もう1件、経営面積が・・・㎡なっていますが、他の農地は何処にあるのですか。

◆殿元主任 番外、説明いたします。

・・・在住であるが、和歌山市に来て耕

作しています。数年後、・・・したら和歌山市に移住して、営農するとのこと。

2件目ですが、譲渡人の経営面積となっています。

◆会長（谷河 績） 他に何かございませんか。

「異議なし、との声。」

ご意見、ご質問がないようでございますので、議案第3号は可決と決定しました。

議案第4号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について、提案いたします。

◆殿元主任 番外、説明いたします。

申請地の場所を示した簡易地図を議案と共に配布していますので合わせてご覧ください。

№. 1 申請地は、紀伊地区・・・、紀伊駅から北約・・・に位置し、おおむね300m以内に鉄道の駅があるため第3種農地に該当します。近隣住民の方々が利用する露天駐車場として転用の申請するものです。

№. 2 申請地は、小倉地区・・・、小倉神社から南西約・・・に位置し、おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にあるため第1種農地に該当しますが、既存施設の拡張にあたるため、不許可の例外に該当します。当該申請地に隣接する宅地にすでに住宅が建設されていますが、その一部が当該申請地に及んでいることが判明したため、申請するものです。以上です。

◆会長（谷河 績） 議案第4号について、説明が終わりましたが、この議案について、何かご意見、ご質問ございませんか。

「異議なし、との声。」

ご意見、ご質問がないようでございます

ので、議案第4号は可決と決定しました。

議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、提案いたします。

◆殿元主任 番外、説明いたします。

申請地の場所を示した簡易地図を議案と共に配布していますので合わせてご覧ください。

No. 1 申請地は、山口地区・・・、山口小学校から北約・・・に位置し、市街地に近接する区域内でその規模がおおむね10ha未満のため第2種農地に該当します。

申請人は・・・を営んでおり、交通の便が良く、学校などから近いため、住環境に適した場所である当該申請地へ分譲住宅2戸を建てるべく転用の申請をするものです。なお、開発許可申請中です。

No. 2 申請地は、和佐地区・・・、河南総合体育館から南約・・・に位置し、おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にあるため第1種農地に該当しますが、集落に接続される住宅その他日常生活上又は業務上必要な施設であり、不許可の例外に該当します。申請人は・・・で・・・を営んでおり、・・・を保管するための駐車場が不足していたため、事業所に近い当該申請地を露天駐車場として転用するため申請するものです。なお、賃貸借権の設定で、令和2年6月15日に農用地区域除外済です。

No. 3 申請地は、山口地区・・・、山口支所の南西約・・・に位置し、市街地に近接する区域内でその規模がおおむね10ha未満のため第2種農地に該当します。申請人は・・・、現在の住まいが手狭にな

ってきたため、・・・当該申請地を個人住宅として転用するため申請するものです。なお、開発許可申請中です。

No. 4 申請地は、三田地区・・・、竈山駅から南西約・・・に位置し、市街地に近接する区域内でその規模がおおむね10ha未満のため第2種農地に該当します。申請人は当該申請地の・・・であり、当企業の事業規模拡大とともに駐車場が不足していることから、申請人が購入し整備したうえで、当企業に貸借するため、申請するものです。

No. 5 申請地は、小倉地区・・・、布施屋駅から東約・・・に位置し、市街地に近接する区域内でその規模がおおむね10ha未満のため第2種農地に該当します。申請人は・・・を営んでおり、交通の便も良く、面積も充分な当該申請地を、・・・を保管するための資材置場として転用するため、申請するものです。

No. 6 申請地は、安原地区・・・、安原幼稚園から南西約・・・に位置し、おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にあるため第1種農地に該当しますが、集落に接続される住宅その他日常生活上又は業務上必要な施設であり、不許可の例外に該当します。申請人は今まで別の企業で長年・・・の修行をしていましたがこの度・・・、地元に移住し、開業することによって、当該申請地に自動車整備工場を新たに建設するため、申請するものです。なお、開発許可申請中です。

No. 7からNo. 11 申請地は、名草地区・・・、名草小学校から東約・・・に位置し、市街地に近接する区域内でその規模がおおむね10ha未満のため第2種

農地に該当します。申請人はどちらも・・・で、・・・です。今回、当該申請地に太陽光発電施設を建設するため、申請するものです。なお、No. 7から11については、現地調査を行っておりますので担当の委員さんから報告があります。

◆8番（湯川徳弘） 農地法第5条許可申請について、去る6月29日、土橋委員と共に現地確認並びに当事者からヒアリングを行いましたので報告します。

申請地は市内・・・、地目は田で・・・から・・・まで5筆です。

転用面積は合計7,644㎡ 転用目的は太陽光発電設備です。・・・です。どうして・・・の業者が和歌山で事業を行うのかを聞きますと、今迄、・・・で事業を展開して来て、今回、和歌山市で事業を行う為に土地取得したとの事です。現地は山裾一面が耕作放棄地の状態にあり、数年から数十年放置していた事が見受けられます。何故このような状態になったのかは、現地にイノシシの被害を防止するための電線が張られていました。従って山に直面した農地は全てイノシシの被害に会い、山から数十m離れた土地は稲を植えて管理されています。全体に見てほぼ三分之一が放棄地となっています。第2種農地であり許可基準に合致するとは思いますが太陽光発電設備が設置された今後においては用水路への排水は難しく浸水等の問題が発生するかも知れません。沼地のような湿用地でありガマの穂が繁っていました。通常判断では被害の発生等見透すことが困難であります。

委員の皆様と事務局の判断をおおぎたいと思いますので宜しくお願いします。

◆会長（谷河 績） 議案第5号について、

説明が終わりましたが、この議案について、何かご意見、ご質問ございませんか。

◆14番（辻本 傑） 中間地に耕作放棄地が増加している農地に、太陽光発電が設置されている現状を、関係部署と連携して、何らかの対策、対処することが必要であると思います。もうひとつ、人・農地プランとの関係においても、中間地の耕作放棄地を関係部署と連携して問題を解決する必要性があると思います。

◆会長（谷河 績） 他に何かございませんか。

◆7番（吉中雅三） No. 7、No. 9で、隣接同意がない理由はどうしてですか。

◆殿元主任 番外、説明いたします。

太陽光発電が設置されることによって、排水処理が懸念されるため、隣接者の同意が得られなかったが、譲受人が農地に影響を及ぼす場合は、改善するということです。

◆会長（谷河 績） 他に何かございませんか。

◆7番（吉中雅三） 周辺水路の管理は、何処が管理していますか。

◆山本副課長 番外、説明いたします。

周辺水路の管理は、水利組合及び和歌山市の耕地課が管理していますが、大雨時の浸水対策は、譲受人には関係ないので、今回の農地転用については、問題ないと判断しています。

◆7番（吉中雅三） 太陽光発電が設置すると、自然浸透しないので増水することと隣接同意が得られていない理由として、将来的に、周辺水路の管理は、水利組合及び和歌山市の耕地課が排水対策をしてくれることを確認しているのですか。

◆山本副課長 番外、説明いたします。

水利組合からの同意が得られているので、協議はしていると思います。和歌山市の里道、水路の位置については、確認していませんが、今後、協議していきたいと思えます。

◆会長（谷河 績） 他に何かございませんか。

「異議なし、との声。」

ご意見、ご質問がないようでございますので、議案第5号は可決と決定しました。

議案第6号 農用地利用集積計画について、提案いたします。

◆中川班長 番外、説明いたします。

本件は、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画に基づく利用権の設定で、新規の契約が13件ございました。賃借権が1件、使用貸借権が12件の設定です。貸借期間は議案書のとおりです。

また、No. 1からNo. 9については、農業委員会による利用権の新規設定、No. 10からNo. 12については、農地中間管理事業による新規の設定、No. 13については、実質的な農地中間管理事業での再設定となります。面積は、田が19, 188㎡、畑が4, 415㎡、合計面積が23, 603㎡です。うち農地中間管理事業による設定が4件あり、面積は、田が7, 878㎡です。以上です。

◆会長（谷河 績） 議案第6号について、説明が終わりましたが、この議案について、何かご意見、ご質問ございませんか。

◆3番（土橋ひさ） No. 1及びNo. 4について、地目が畑となっていますが、何を耕作していくのですか。また、借人の方の年齢を教えてください。

◆中川班長 番外、説明いたします。

No. 1については、ガラス温室でいちご等の栽培を予定しているとのことで、数年前に新規就農された方で・・・です。No. 4については、・・・で、竹林となっていますので、筍を作るということです。

◆会長（谷河 績） 他に何かございませんか。

「異議なし、との声。」

ご意見、ご質問がないようでございますので、議案第6号は可決と決定しました。

議案第7号 農地法第3条許可申請における別段面積の設定について、提案いたします。

◆殿元主任 番外、説明いたします。

本件については、前回の総会において、空家対策課から説明をいただき、皆様にご検討いただいていたものです。

内容について、説明します。本市において、現在農地の権利を取得する場合、農地法施行規則第17条第1項の適用による下限面積は、市街化調整区域で30a、市街化区域で10a、加太地区10aと設定しています。よって、農地を取得する場合は、原則、最低10a以上ないと取得できないのが現状です。一方、農地法施行規則第17条第2項においては、新規就農者の受入れの促進により、農地の有効利用等を図る観点から、特例的下限面積として、10a未満でも任意の面積で設定が可能となっています。当委員会におきまして、新規就農促進、農業後継者対策、遊休農地の発生防止や解消の一つの方策として、農地法施行規則第17条第2項の適用による特例的下限面積を適用し、10a未満の農地の取得を認めていくことについて、今回審議いた

だくものです。具体的には、新規就農者への住宅確保を支援し、本市への定住促進と遊休農地の解消を図るため、空き家に付属した農地について、下限面積0.01aの基準を定めることを提案いたします。施行日は9月1日とします。さらに詳細として

- ・都市農地の役割の観点から、本市の全域を対象とする。
- ・権利関係や調整が複雑となるため、空き家と農地の所有者および権利関係は同一とする。

- ・作業効率の観点から、空き家と農地は原則隣接していることとする。

- ・また、別断面積を設定する農地の面積の上限はおおむね10aとする。

以上を条件として提案いたします。

全国的に、ほぼ同様の条件で運用されているように見受けられますので、ご審議のほどよろしく申し上げます。

なお、今回の審議決定をふまえ、次回総会において、具体的な運用方法についてお示しさせていただきます。以上です。

◆会長（谷河 績） 議案第7号について、説明が終わりましたが、この議案について、何かご意見、ご質問ございませんか。

◆6番（坂東紀好） 定住者については、市外・県外であると解釈していいですか。

◆山本副課長 番外、説明いたします。

空き家バンクにおいて、移住促進・定住促進から県外・市外の方が望ましいが、市内の方でも空き家を利用して営農したいという方を拒むものではないと考えています。

◆会長（谷河 績） 他に何かございませんか。

「異議なし、との声。」

ご意見、ご質問がないようでございます

ので、議案第7号は可決と決定しました。

◆会長（谷河 績） その他、何かございませんか。

◆14番（辻本 傑） 事務局にお尋ねします。人・農地プランの取り組みの主管は何処ですか。

◆中川班長 番外、説明いたします。

人・農地プランの主管は、和歌山市農林水産課になります。

◆会長（谷河 績） 他に何かございませんか。

「なし、との声。」

それでは、ご質問がないようでございますので、第37回総会を閉会いたします。

14時40分 閉会